

令和 7 年度第 1 回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和 7 年 9 月 18 日 (木)

13 : 30 ~ 14 : 48

場所 エスポワールいわて 1 階小会議室

令和7年度第1回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和7年9月18日（木） 13:30～14:48

2 開催場所 エスポワールいわて 1階小会議室

3 出席者

[私立学校審議会委員]

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 菅野 洋樹 会長 | 佐々木 栄光 委員 | 西川 温子 委員 |
| 六本木 郁子 委員 | 浅見 剛文 委員 | 高橋 聰 委員 |
| 天間 正継 委員 | 須川 和紀 委員 | 曾根 美砂 委員 |
| 新田 亮一 委員 | | |

[県]

村上ふるさと振興部長 阿部理事兼ふるさと振興部副部長

安齊学事振興課総括課長 立花私学振興担当課長

向井主任主査 佐藤主任 半田主任 藤原主事 志和池主事

4 欠席者

なし

5 署名委員

| | |
|---------|----------|
| 高橋 聰 委員 | 天間 正継 委員 |
|---------|----------|

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○安齊参事兼学事振興課総括課長

定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第1回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

私、学事振興課の安齊でございます。議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2 出席者の確認

○安齊参事兼学事振興課総括課長

初めに、委員の出席状況について御報告をいたします。

本日は委員10名全員に御出席をいただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条に定める定足数に達しております、本日の会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、村上ふるさと振興部長から御挨拶を申し上げます。

3 挨 挽

○村上ふるさと振興部長

ただいま御紹介をいただきました、岩手県ふるさと振興部長の村上でございます。今日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃、本県の私学振興に多大なる御尽力、御協力をいただいております。改めまして感謝を申し上げます。

改めて申し上げることではありませんけれども、長きにわたって、本県の人口減少が続いているおり、子供の数も減っております。そのような中で、本県、私立学校におかれましては、様々工夫をされ、児童生徒のため様々な取り組みをされているものというふうに思っております。

昨今では、皆さんも御承知の通り、私立学校の無償化の話が大きく話題になっていて、今の見通しだと、来年度には所得制限が撤廃されて、全額無償化という形になるというふうに言われておりますけれども、岩手県の高等学校で、どのような影響が出てくるのかというのは、これからしっかりと見ていかなければならぬと思っております。そうした動向も踏まえながら、この審議会の中で、必要な御議論を賜ればありがたいというふうに思っております。

今日は、審議案件を3件、御用意してございます。委員の皆様方には、大局的な見地或いは専門的な見地からですね、忌憚のない御意見を賜ればというふうに思っております。

本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

議事に入ります前に、本年4月1日付定期人事異動により、新たに転入した職員を紹介させていただきます。

初めに、阿部博理事兼ふるさと振興副部長兼ふるさと振興企画室長でございます。

続きまして、半田主任でございます。

藤原主事でございます。

志和池主事でございます。

続きまして、本年6月13日をもって福間委員が辞任されまして、委員に異動がございましたので御紹介申し上げます。

浅見剛文委員でございます。新任でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事の進行につきましては、審議会運営規定第3条第1項の規定によりまして、菅野会長にお願いいたします。

どうぞよろしくお願ひします。

4 議 事

(1) 議事録署名委員の指名、会議の公開

○菅野会長

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最初に議事録の署名委員を指名させていただきます。議席番号5番の高橋委員さん、それから、議席番号6番の天間委員さんにお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

次に、当審議会の会議の公開についてお諮りを申し上げます。会議は原則として公開することとしておりますので、公開したいと存じますが、よろしゅうござりますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

では、本審議会は公開とさせていただくことにしたいと思います。なお、本日の会議録及び議事録につきましては、後日、県のホームページに掲載されますので、御承知いただければと存じます。

(2) 諒問事項の審議

議案第1号 高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校（盛岡市）

○菅野会長

それでは早速、諒問事項の審議に入らせていただきます。

議案第1号、高等学校の収容定員に係る定員変更認可について、事務局から説明をお願いいたします。

○向井主任主査

それでは、事務局より説明させていただきます。議案第1号「高等学校の収容定員に係る

学則変更認可について」御説明いたします。

資料 No. 1 の 3 ページをお開き願います。

学校法人盛岡誠桜学園が設置する盛岡誠桜高等学校の収容定員について、全日制の定員を、令和 8 年 4 月から、現行の 675 人から 165 人増の 840 人とする内容の学則変更認可についてでございます。

詳細の説明に入る前に、本議案の補足の説明をさせていただきます。本議案の収容定員変更の計画については、本年 3 月 27 日に開催されました令和 6 年度第 2 回私立学校審議会において、協議いただいたおり、協議の結果、了承しないとの答申をいただいているものです。その後の県の対応について御報告をいたします。

お手持ちの報告事項資料 No. 2 の 1 ページを御覧願います。県といたしましては、当審議会の答申を踏まえまして、資料のとおり、盛岡誠桜高等学校の収容定員の変更計画を了承しないことを決定し、令和 7 年 3 月 31 日付けで学校法人盛岡誠桜学園に通知をいたしました。

了承しないとした理由になりますが、1. 岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないこと、2. 耐震基準に適合していない校舎があり、収容定員を増員するに当たり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準第 12 条に適合しないと認められること、の 2 つの理由になります。

県としては、収容定員変更計画を了承しないこととしましたが、学校法人盛岡誠桜学園から本年 7 月 29 日付けで本議案に係る変更認可申請書が提出されたことから、本日、認可の可否の判断に際し、御意見をいただこうというものでございます。

資料戻りまして、審議会資料 3 ページを御覧願います。収容定員変更の内容でありますが、前回御審議いただいた計画同様、普通科の定員を 333 人から 480 人へ 147 人増員し、商業科及び家政科についてそれぞれ 111 人から 120 人へ 9 人ずつ増員するものであり、合計で 675 人から 840 人へ 165 人の定員増を行おうとするものであります。学級数は、全体で 3 学級の増となるものであります。

変更の時期になりますが、こちらも、前回審議いただいた計画と同様、令和 8 年 4 月 1 日となっております。変更の理由ですが、要約して御説明いたしますと、平成 25 年から男女共学化、校名変更、部活動の強化、進学指導の強化といったことを行い、受験者数が増加し、入学者数が平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間、いずれも入学定員超過の状況で、4 年間の平均は 252 人、令和 3 年度も定員を超える 229 人の入学者となった。平成 31 年から令和 3 年度までの出願者数は、盛岡地区外や県外からの応募者が増加している。平成 25 年度の男女共学から定員超過の状況があり、普通科志向の男子が増加していること、就職に有利な商業科、資格取得に有利な食物調理科が男子を中心に増加していること、家政科は伝統の科であり定員を超す時期もあり、平成 27 年度、平成 29 年度と在籍者数が定員ラインに推移している。伝統ある商業科に加えて、文武両道を目指す普通科の定員増は、焦眉の課題である。魅力ある科や部活の創設、大幅な大学進学、生徒主体による自治意識の創造により県外からの生徒が大幅に増加している。「県内の生徒のみの進学」にこだわっていれば、岩手県外の生徒が本校の進学を大きく阻害されることは必須である、というものであります。

5 ページ目を御覧ください。まず、教職員数につきましては、現状から兼任教員の人数は減少するものの、学校の編制、施設、設備等について定めている高等学校設置基準を満たしているものです。

施設の概要につきましては、設置基準第 12 条では、一般的基準として高等学校の施設及

び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない、と規定されております。当該高校の建築基準法上の耐震基準を満たしていない校舎は2棟あります。そのうち、体育館棟については、令和6年度から8年度末にかけて、耐震補強工事を実施しているところであり、残るもう一つの校舎の耐震化については、体育館棟ほどの大規模工事を要しないものであり、令和7年度中に工事予定と聞いております。

また、屋外運動場面積については、設置基準では8,400 m²以上とされているところ、現状で3,450 m²ありますが、設置基準では、運動場面積について、体育館等の屋内施設を備えている場合その他教育上支障がない場合は、この限りでないとされており、盛岡誠桜高校については、体育館が備えられていますので、設置基準に反しているものではないと考えております。

校舎面積は、設置基準を充足しており、校舎に備えるべき施設についても、教室等必要な施設を備えているところです。

收支予算につきましては、資料に記載のとおりとなっております。なお、耐震補強工事の予算が計上されておりませんが、令和8年度の補助金の額が確定しないため、現段階で計上されていないものであります。

続きまして、お手元の資料No.4、補足説明資料を御覧ください。1ページ目をお開きください。1として、令和7年5月1日現在の県内の私立高等学校全日制の収容定員を掲載しております。適宜御参照願います。

次に、2として、今回の申請に係る関係機関からの意見を掲載しております。本申請について、一般社団法人岩手県私学協会、盛岡市教育委員会及び岩手県教育委員会から、それぞれ御意見をいただいているところであります。

まず、一般社団法人岩手県私学協会の意見でございますが、盛岡誠桜高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請について、同意しない、とのことであります。その理由につきましては、岩手県における出生者数は年々減少傾向にあり、県内の中学校卒業者数についても、毎年減少が続いていること、公立高校を含めた本県の高等学校の定員確保は、今後さらに厳しい状況になると予想されること。県教育委員会では、盛岡南高校と不來方高校を統合して南昌みらい高等学校を新設するなど、公立高校でも少子化に向けた相応の努力を行っている中であり、私立高校側が新たに定員を増員することは、生徒確保に向けた公私間の競争を一層激化させることにつながるほか、私立高校間の過当競争を招くことにもなりかねず、私立学校経営に支障をきたすことが懸念されること。通常、私立学校において、収容定員を増員しようとする場合、第一義的には学校内での科の編制見直しにより統廃合や新設を行い、全体の収容定員を変えずに各科の収容定員の変更を検討することが基本であり、その後に、中学校、地域からの要望や社会的ニーズを考慮し、学校の人的配置、施設及び財務状況等を踏まえて、定員増減の結論を導き出すことになりますが、盛岡誠桜高等学校からの申請内容からは、そうした観点からの検討状況はあまり確認されないこと。一方、盛岡誠桜高等学校の近年の入学者数をみると、全体の入学者数が募集定員を下回っている年度も見受けられ、特に令和6年度と令和7年度の入学者数は、それぞれ募集定員の9割、8割を下回っているなど、直ちに定員増を行わなければならない状況とは見受けられないこと、というものになります。

次に、盛岡市教育委員会の意見でございますが、少子化により受験者総数の減少が見込まれる中、さらに高校授業料無償化の動きもあり、盛岡誠桜高等学校への志願者の増加が市内近郊公立・私立高等学校の志願者数へ与える影響は少なくないものと考えている。市教育委

員会としては、盛岡誠桜高等学校を始めとする今後の各高等学校の定員の動向を注視するとともに、盛岡市立各中学校において、生徒の進路希望が叶うよう、きめ細かな進路指導を行ってまいりたい、というものであります。

次に、県教育委員会の意見でございますが、要約しますと、県教育委員会においては、今後も一層進行が見込まれる中学校卒業者数の減少等に対応した教育環境の整備に向け、今年度、第3期県立高等学校再編計画の策定に向けて協議しているところである。学校法人盛岡誠桜学園では、同学園の定員増の変更計画書が提出されているところであるが、次の理由から、定員増を認めることは現実的なものではないものと思われる。一つ目として、当該学園の入学者は、定員225名に対して、令和6年度200人、令和7年度179人と定員割れの状態であるうえに、減少傾向にあること。二つ目として、県教育委員会の独自調査では、令和7年度の当該学園の入学者179人中、盛岡ブロック以外からの入学者は30人程度であり、盛岡ブロックからの進学者が大多数を占める中、盛岡地区の中学校卒業者数は令和7年3月の3,981人に対して、令和21年3月には、2,364人と見込まれており、普通科3学級増の変更計画は、人口減少を考慮に入れていないものと見込まれること。3つ目として、県教育委員会では中学校卒業者数見込み数から、県立高等学校の令和2年度以降の学級編制について、同年度以降、大幅に学級数を減じてきたところであること。県教育委員会では中学校卒業者数の減少状況やそれに対応した県立高校の再編計画を推進していること等を十分に考慮したうえで、学校法人盛岡誠桜学園からの定員変更の申し出に対しては、慎重な御判断をいただきたい、というものであります。以上が、関係機関からの意見でございます。

参考までに、会長からの依頼に基づき、今回の審議のため7ページ以降、県内の公私立の入学定員及び盛岡地区の入学定員の推移、盛岡地区の入学者の推移、盛岡誠桜高等学校の在籍者及び入学者数の推移を掲載しております。

まず、入学定員についてですが、岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向等を踏まえ、公立高校においては、令和2年度から令和10年度までのところで、県全体で600人、盛岡地区においても280人まで縮小する計画とされています。

盛岡地区の入学者数について、過去10年間で減少傾向にありますが、盛岡誠桜高等学校の近年の入学者数についても、令和5年度以降減少傾向にあり、在籍者ベースでみた場合には、令和4年度以降、定員の範囲内に収まっている状況です。

学校法人の説明では、県外の生徒数が増加しているとありますが、資料のとおり、当該生徒の増加を踏まえてもなお、入学者数及び生徒数の減少傾向が見られ、令和4年度以降、在籍者数は収容定員を下回っている状況が続いているところです。県としては、現在の収容定員の規模拡大を必要とする実態が備わっておらず、今回の収容定員の増員の申請については、現状況下においては、不認可とすることが適当と考えるところです。

また、令和5年度にも今回と同様の認可申請があり、当時、不認可とした事由の一つである校舎の耐震化については、工事については進んでいるものの、変更の時期である令和8年4月1日時点では、校舎の耐震化が終了していない状況であることも踏まえ、認可の可否の決定にあたり広く御意見をいただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく御審議くださいますようお願ひいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。審議の進め方ですが、最初に、ただいまの説明及び案件につい

て、御質問等あればそれをいただき、次に、本件の取扱いについて御意見を頂戴する、そういうふうに進めてまいりたいと思います。

では最初に、本件の説明等に対しまして、御質問等あればお願ひいたします。

(質問なし)

○菅野会長

よろしゅうございますか。では、本件の取扱いについて御意見を賜りたいと思います。どなたか御意見のある委員さんがおられれば、御発言をお願いいたします。

○新田委員

私学協会の意見と一緒になのですが、全く同じ内容で3月に答申、不承認としています。今説明の中でも明らかに、もう答えは出ていると思いますので、そのまま不認可でよいかと、はつきり言って思います。3月と全く同じだと思いますので。よろしくお願ひします。

○菅野会長

ありがとうございます。他に何か御意見ございますでしょうか。

○須川委員

私も公立高校に以前勤務していたものですから、その点からお話したいと思います。

県教委の説明にあったように、公立高校も、生徒数の減少に伴って定員をどんどん減らしているところです。これは岩手県自体の、中学校卒業者数がどんどん減っているということで、ここから定員を増やしていくというのは、なかなか難しい状況なのではないかというふうに考えます。

従ってですね、それこそ先ほどもありましたけども、3月の審議会から大きく状況は変わっていないと思いますので、この件に関しましては、なかなか難しいという結論なのではないかと思います。以上です。

○菅野会長

ありがとうございます。他に御意見等ございますでしょうか。

○高橋委員

この議題に関しましては、今までこれ、何度か取り上げられてきたことであります。それで、今回の申請内容に関しましては、若干の変更はありますけれども、基本的には、今までと変わっていないというふうに考えられますけど、特にこの審議会で結論を出す根拠とした項目に関して、ほとんど全く変わっていないということあります。

それを考えますと、基本的には審議会で結論を出したことについて、もしまた改めて話し合うとすれば、例えばその根拠が大幅に変わっているとか、或いは基本となる、基礎となる事実やデータなどが大幅に変わっているとか、状況が変化しているということがあれば、それについてまた検討していくことになると思うんですけども、ほとんどその根拠となる事実や、論拠が変わっていないということであれば、やはり同じ結論にならざるを得ないと

いうことだと思います。

それから、前回の会議で私が申し上げたことですけど、全部は繰り返しませんけれども、その私立高校の定員の不足或いは超過ということに関して、全体として大幅に不足している、これはまず、少子化の関係から、全体的に言えば、必然な結果だと思うんですけども、超過している学校も一部あるという状況に関して、その超過という状態は、超過しているから定員を増やす、やっぱりニーズがあるから定員を増やすという、そういう性格のものではなくて、むしろ、それについては、何ていうんでしょう、規制していくというか、そういうことが必要な、そういう性格の事柄であるということ。これは今回、テーマになっている高校ではないところの問題ですけれども。ですから、定員の不足、或いは超過ということについての考え方についても前回申し上げた通りでありますので、それら全体から考えると、前回この審議会で議論したときと状況は変わっていないということからすれば、結論も同じものにならざるをえないというふうに考えます。以上です。

○菅野会長

ありがとうございます。

他に何か御意見はございますでしょうか。ただいまの3人の委員の方々からの御発言ですと、前回と状況が変わっていないのではないかという御意見でございます。

前回は、先ほど説明にもありました通り、いわゆる、県内の少子化及び生徒減少の状況、それからあとは、一部耐震基準を満たさない校舎、そういったことを理由として、適当ではないのではないかという件、我々申し上げたわけでございますが、状況そのものが変わっていないという御意見でございますが、大体そういうことで委員さん方の御認識はよろしくござりますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

では、本件についての取り扱いについてお諮りを申し上げたいと思います。本件については、認可を適當としない旨を答申書としてよろしくございますでしょうか。

また、了承しない旨の理由を付記する必要がございますので、各委員のお話を踏まえまして、当職において作成したいと存じますが、それでよろしくございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、本件については、そのように取り扱わさせていただきます。

(3) 協議事項の審議

議案第2号 広域通信制高等学校の設置計画について

学校法人河合塾 ドルトンハイブリッド高等学校（仮称）（一関市）

○菅野会長

次に、協議事項の審議に入らせていただきます。議案第2号、広域通信制高等学校の設置計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤原主事

続いて、議案第2号について、資料の6ページをお開き願います。

学校法人河合塾学園における広域通信制高等学校の設置計画について御説明いたします。

今回お諮りする内容は、学校設置認可の前段階に当たる、設置計画の認可でございます。県としましては、高等学校通信教育規程や高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン等の関係法令等と照らし合わせて審査し、今回の広域通信制高等学校の設置計画は妥当であると考えることから、本日の審議会におきまして、委員の皆様に御意見をお伺いするものでございます。

内容について御説明いたします。

学校名は、現時点では仮称となりますが、ドルトンハイブリッド高等学校であり、一関市花泉町内に、広域通信制高等学校を、令和9年4月1日に開設しようとするものであります。

校地・校舎の場所は一関市花泉町油島であり、一ノ関駅から車で30分の位置にあります。今回学校を設置する土地・建物は、令和4年度末に廃校となりました油島小学校跡地を活用するものでございます。令和5年3月まで利用されていたことから、インフラ設備等は現状でも利用可能なものが多いため、令和8年度中に万全を期した改修更新を行う予定となっております。

設置者は、全国に予備校・学習塾である河合塾を展開している河合塾グループのひとつであります、学校法人河合塾学園となります。

設置の目的ですが、これまで学びのセーフティーネットに留まってきた通信制高等学校において、オンライン学習ならではの利点を生かした多拠点での探究活動におけるリアルな体験と、個別最適化されたオンライン学習を融合させることで、グローバルとローカル、双方の視点と複雑な時代を主体的に生き抜く力を持ち、世界の課題を解決するために活躍できる人材を育成することを目的として、本学校を設置しようとするものでございます。

ここで、学校の概要等について、もう少し説明させていただきます。資料No.4の補足説明資料11ページをお開きください。

まず、通信制高等学校についてですが、文部科学省では3以上の都道府県において生徒募集を行う通信制高等学校を広域通信制高等学校、それ以外を狭域通信制高等学校と定義しております。

現在県内にある通信制高等学校は公立・私立を含めて全て狭域通信制高等学校であり、広域通信制高等学校は設置されておりません。今回設置予定の通信制高等学校においては、47都道府県から生徒を募集する広域通信制の高等学校となっております。

補足説明資料12ページをお開きください。今回新設する広域通信制高等学校は、通信制ではあるものの、不登校対策に重点を置いたものではなく、積極的に社会に関わっていきたい生徒向けの学校となり、場所を選ばないオンライン学習の利点を生かした多拠点での探究活動を行うという特色があるということでございます。

ただ、中学を卒業して間もない生徒達がいきなり各拠点での探究活動を行うことは難しいことから、1年次は主に基礎学力等の習得及び2年次以降の地域探究に向けた準備の期間に充てられます。

そして、2年次には3か月ごとに4つの地域拠点を動きながら、各地域拠点において生徒自らが設定した探究活動を行うことになります。3年次にはオンライン中心の学習と並行して2年次の探究活動で得た学びを反芻し、一人ひとりの徹底的な進路準備を行うと聞いております。

教育内容①をご覧ください。当該学校に入学した生徒の過ごし方のモデルパターンになります。黄色の部分がスクーリングや特別活動、テストなどの生徒全員に共通する行事であり、こちらは生徒の居住地にかかわらず、基本的に一関市にある実施校で実施します。次に、水色の部分ですが、こちらはオンライン中心の学習を行う期間であり、一関市にある実施校、東京都にあるサポート施設であるNTT研修センター、県内地域拠点並びに自宅において学習します。次に、ピンクの部分ですが、こちらはサイエンス分野において充実した研究のバリエーションを担保するため、東京都にある協力校であるドルトン東京学園において学習を行います。最後に、オレンジの部分ですが、こちらは生徒自身が設定した地域探究活動について各地域拠点に滞在して学習する予定となると聞いております。探究活動は3か月毎に拠点・テーマを変え取り組むこととしており、生徒自身はある程度一貫性をもった探究テーマに取り組むこともあれば、全く種類の異なる複数のテーマを探究しながら自身の興味関心を深掘りすることもあります。希望すれば、同じ拠点・テーマを続けて選択することも可能とのことです。現在、岩手県内では複数の自治体において視察、議論を重ね、探究活動を行う拠点としての検討を進めているところであります、今後は県外、海外の拠点についても検討を進めていくとのことです。

補足説明資料13ページをお開きください。設置者が実施したアンケート結果によりますと、主なターゲット層は、保護者自身の海外経験があり、子どもに海外で活躍してほしいと考えている層、次に、中学時点から探究活動に熱中していた層、次に、不登校などのネガティブ経験からの回復層、最後に、中高一貫校からの編入を検討している層になるということです。

資料の6ページにお戻りいただき、収容定員について御説明させていただきます。設置する学科は普通科、修業年限は3年以上、1学年150名程度を見込み、総定員は450名とのことです。先ほど御説明した設置者が事前に行ったアンケートによると、1学年150名程度の入学が見込めると聞いております。

次に、教職員組織について説明させていただきます。校長1名、副校長1名、教頭1名、教員20名、非常勤講師等10名を配置する計画となっております。教員は全国から採用する予定であり、年間の中で一定期間、一関市の実施校に勤務することになりますが、多くの期間は、生徒の学習状況の確認や指導のための各地域拠点に出張する等、場所に縛られない働き方になる想定のことです。

また、事務職員は18名配置する予定であり、うち7名が学校事務を担当し、うち11名が各地域拠点において探究活動の補佐から生徒の生活管理までを担当すると聞いており、教職員・事務職員いずれにおいても設置基準を満たすものと考えられます。

資料の6ページから7ページにかけて、施設の計画について説明させていただきます。校地・校舎は一関市が所有しておりますが、一関市から20年間の長期賃貸借を予定しており、教育上支障が無いことを確認しております。また、校舎面積は2,060m²と、設置基準の1,200m²以上を満たすものであり、備えるべき教室等についても問題が無いことを確認しております。

次に、収支予算について説明させていただきます。収支予算は、令和9年度の収入の部で生徒納付金収入4億1,350万円、手数料収入で562万5千円等となっており、支出の部では人件費2億4,732万円、教育研究費支出で2億4,032万8千円等となっております。開校2年間は、総定員450名に達するまで赤字を見込んでおりますが、学校法人全体の収益で補填を予定しております。単年度黒字は3学年が揃う2029年度で計画し、累積損失解消に関しては2038年を予定していると聞いております。

補足資料11ページをお開きください。新たに広域通信制高等学校を設置することについて、関係機関である岩手県私学協会及び岩手県教育委員会事務局に対して意見照会を行った結果、岩手県私学協会からは特に意見なし、県教育委員会事務局からは、対象生徒を全国としており、また、授業料が高額であること等により、県内の県立高等学校の志願者への影響は限定的であることから、特に支障はない、との回答を得ているところでございます。

以上のこと踏まえ、県としましては、高等学校通信教育規程や、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン等の関係法令等と照らし合わせて審査し、今回の広域通信制高等学校の設置計画は妥当であると考えているところでございます。

なお、高等学校の学科及び課程の設置について、本県では2段階審査を行っており、本日の1段階目は、広域通信制高等学校の設置計画について皆様からの御意見を頂戴し、本日の審議会での御了承が得られた場合、次回、来年の9月に開催予定の審議会では、2段階目の審査として、広域通信制高等学校の設置認可の申請について、御審議いただきたいと考えております。

説明は、以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願ひいたします。

○菅野会長

ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問等があればお願ひいたします。

○菅野会長

私からすいません。県教委からの意見の中で授業料が高額とありますが、支障なければどのくらいを想定して、なつかつ先ほど部長さんからもお話ありました、いわゆる無償化との関連と、どのようになるのか、もしおわかりであれば教えていただければと思います。

○立花主幹兼私学振興担当課長

当該校の生徒納付金でございますが、入学検定料が約2万5,000円、入学金が約40万円、授業料が年間約125万円。これは月に直しますと約10万円程度、施設設備費が年間約7万円というあたりで調整中と聞いております。足しますと、年間の経費が174万5千円くらいになります。また、この他に別途、各拠点に滞在するための滞在費等がかかるというふうに聞いております。

高校無償化との関係でございますが、今政府の方で、三党合意で検討している額だと、年間47万5千円ということで、月に直しますと、約3万8千円ぐらいが上限となる予定でございますので、こちらの学校の納付金だと、オーバーしてしまいますので、こちらの学校さんを選んだ場合には、各家庭の持ち出しがかなりあるということになります。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

私の方から無償化の関係で補足をさせていただきます。今、説明申し上げました通り、令和8年度の政府の概算要求では、事項要求とされておりまして、上限45万7千円になるかどうかというのと、今後の予算編成の中で明らかになっていくというものでございます。

ただ、現在の検討状況でございますが、直近、9月10日にですね、自民党の教育・人材力強化調査会の方で、無償化の詳細について、検討がされているんですけども、その中で、広域通信制高校については、この無償化から対象外にするという方向でまとめたいというような発言がされてございます。

今後の政府の検討状況については、まだ不透明なところでございますので、確定的なことは申し上げられませんが、そういったことで、就学支援金の拡張分について、対象にならない可能性も高く出てきたというところを、御承知おきください。

そして、広域通信制高校についてただいま御説明申し上げましたとおり、月額授業料が10万円その他等々かかります。年間にすると活動費も含めると、初年度でも250万とかですね、ざっくりとした金額ですけれども、それぐらいがかかるということで、やはり通わせる世帯というのも、比較的生活に余裕がある家庭かなというふうには想定されるところでございまして、今、現行の就学支援制度は、年収590万円以下世帯が、月額で3万3千円。それ以上で910万円までのところが、月額で9,900円。これがベースで、ちょっと県単で埋めている部分もありますけども、これがベースになっておりますので、全体の授業料からこの就学支援金で減額されるというところは、その世帯の構成とか、年収とか見ても、あまり多くはないのかなと想定をしているところでございます。

○菅野会長

詳細な御説明ありがとうございます。他に委員の皆さんから御質問等あればお願ひいたします。

○高橋委員

今回の審議は、あくまでもこの会議の場では、認可するかどうか、基準に合ってるかどうかということなので、これから申し上げるようなことが資料に含まれていないのは当然だと思うんですけれども、できれば、今回というわけでなく次回第2弾のときでもですね、教えていただければと思うんですが、例えばですね、ちょっといろんな聞き方があるんだけど、1つ例を挙げるとすれば、12ページの教育概要、小さい字のところで、ミネルバ大学とは異なり、ということが書かれていて、ミネルバ大学と書いているということは、裏を返せば、ミネルバ大学を意識していて、ミネルバ大学のような、ある種、著名な事例を意識しつつ、それと、こういうところは共通しているけれどもこういうところは違うんだというようなお考えもあっての構想なのかなというふうに思います。そのようなことに関しては、もちろん、今回の会議資料には含まれていないにしても、この構想の中に含まれているものでしょうか。別にそれが直接、可否に直結するというではありませんけれども、もう少し学校全体のコンセプトについて、理解したいということからも申し上げております。いかがでしょうか。

お願ひしてよろしいでしょうか。もし今回でなければ次回といいますか、今わかる範囲で御紹介いただきたいと思います。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

現段階で、固まっている計画につきましてはですね、ミネルバ大学もさることなんですかけれども、協力校のドルトン東京学園というのがございまして、系列校なんですかけれども、こちらは全日制の高校でございます。

こちらが、まさに探究型の教育モデルを実践しているモデルでございまして、そのカリキュラムについては、今後ドルトン東京学園のカリキュラムを模して計画していく、シラバスを策定していくというところでございます。

また、そのミネルバ大学の関係でございますけれども、ご存じの先生がいらっしゃるかどうかわかりませんが、居住地を定めず、世界各地へ拠点を移しながら、通信型の教育を取り込んで、学んでいくというスタイルでございます。このミネルバ大学のことも強く意識した形で、今後検討を進めることとしておりまして、実際にミネルバ大学の副学長さんたちと、今、検討を進めているところでございまして、そういうところからアドバイスを受けながら、拠点を変えながら学習活動をするシステムを構築していくということを検討してございます。

また、補足になりますけれども、その他 NTT 東日本、また、地元の高等教育機関、そういったところとも、連携をしながら、探究プロジェクトを構築していくというような計画になってございます。

○菅野会長

他に御質問等ございますでしょうか。

○曾根委員

わからぬので教えていただきたいのですが、教育課程といいますか、そういうものに関して、各高校で学ばなければいけない内容についての授業などは、その通信の中できちんと網羅されていて、その他に、好奇心モンスターが集まって、探究型の学習が行われるという学校ということなのでしょうか。

○安齊参事学事振興課総括課長

お答え申し上げます。具体的な教育課程につきましては、本申請を認めていただきました後、本申請までの間に、詰めていただいて、それを審査した上で、再度本申請のときに、御提案するという流れになりますが、基本的には、文科省の定める学習指導要領に則った教科について、学ぶ形は通信型になりますけれども、教科は担保される。その上に、学校設定科目として、様々な探究的な学び、また教科横断的な学びを取り入れていく。この学校の特徴が、それを各地域に出ていって、ある一定期間、集中的に探究活動を、フィールドを使って行うというようなことでございます。

1回地域に出ると8週間はその地域に滞在して、探究活動をするわけでございますが、今の計画では、午前中は通信教育により、いわゆる通常の科目について学び、午後は探究活動を行うという一日になるというようなことを想定するものでございます。

○菅野会長

他に御質問ございますでしょうか。

○佐々木委員

そもそも論で恐縮なんですけども、今、若干の内容に入った御説明もありましたけれども、このような、教育モデル、教育システムについて、こちら学校法人さんは、他に実践例がある、或いは今回本県に設置をするにあたって、初めてこういうモデルを実施しようとしているのか、そのあたりをお教え願います。

○安齊参事学事振興課総括課長

御説明を申し上げます。まず1つは実践例というところでございますけれども、通信ではなくて、先ほど申し上げました、ドルトン東京学園、これがまさに探求型であったり、教育システムを新たに作って実践しているというのはまずここが1つあります。それを今度は通信教育を入れた形で展開していく、そして地域を転々として、ミネルバ大学のような形で持っていくっていうのは、おそらく、他には例がないので、他県でもない、新たな教育システムを構築していくというところが今回の計画でございます。

○菅野会長

よろしくございますか。他に、御質問等ございますでしょうか。

○新田委員

単純な質問ですけど、なぜ岩手なんですか。

○安齊参事学事振興課総括課長

もちろん施設的な要件もありますけれども、設置者からお伺いしたところ、岩手県は広大な面積で、多彩な地理的特徴がある。そしてまた課題先進地域、人口減少とかですね、そういう多様な課題に、まさに先進的に取り組んでいるというところ、東日本大震災から乗り越えているというところもですね、フィールドとして活用させていただきたいと。都市圏では得られない、深い多くの学びが、岩手ではできるのではないかというところを主に考えていらっしゃるというところでございます。

○菅野会長

他にございますでしょうか。

(発言なし)

○菅野会長

ではなければ、本件の取り扱いについて何か御意見等があればお願ひいたします。ございませんか。

(発言なし)

○菅野会長

事務局の原案は設置計画について了承ということでございますので、議案第2号、広域通信制高等学校の設置計画については、了承することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

では、議案第2号はそのように取り扱いさせていただきます。ありがとうございました。

議案第3号 各種学校の設置計画について

学校法人多文化共生学園 JSC 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校（仮称）（盛岡市）

○菅野会長

続いて議案第3号、各種学校の設置計画について、事務局から説明をお願いします。

○志和地主事

続いて、議案第3号について、資料No.1の8ページと合わせて資料No.4の14ページをお開き願います。JSC 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校（仮称）の設置計画について御説明いたします。

今回お諮りする内容は、学校設置認可の前段階に当たる、設置計画の協議でございます。県といたしましては、計画内容の審査をいたしましたところ、私立各種学校の設置の認可に関する審査基準に沿っているものと認められたことから、本日の審議会におきまして、委員の皆さんに御意見をお伺いするものでございます。

内容について御説明いたします。学校名は、JSC 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校（仮称）であり、本件設置計画は、盛岡市繫地内に、日本語学校を令和8年10月1日に開設しようとするものであります。

校地・校舎の場所は、盛岡市繫地内であり、盛岡駅からバスで30分、盛岡つなぎ温泉バス停から徒歩5分にあります。今回学校を設置する土地・建物は、令和3年度末に廃校となりました繫小学校跡地を活用するものであり、今後、学校設置のため修繕工事等を予定しております。

学校設置を計画しておりますのは、今年度設立されました学校法人多文化共生学園でございます。令和7年6月16日に北海道庁から、学校法人設立の認可及び専修学校設置の認可を受け、令和8年4月に北海道小樽市で、おたる国際福祉・観光専修学院の開校を予定しております。

設置の目的は、JSC 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校は、本校での学びを通じ、母国の伝統文化に自信と愛情を持ち、日本をはじめ他国の伝統文化に深い理解と尊敬の念を有する、優しく、大きく地域に貢献する人材を育成する、とされております。

設置する学科は日本語学科、修業年限は2年、入学定員は40人で、総定員は80人となっております。入学対象者は、主に日本での就職や進学を目指す外国の方を予定しております。

教職員採用計画は、開設年度から専任教員4名、兼任教員4名の教員計8名、専任職員1

名、兼任職員 3 名の職員計 4 名、合計 12 名の体制を見込んでおり、職員などの審査基準を満たすものであります。

施設の計画ですが、校地・校舎は、盛岡市が所有しておりますが、盛岡市から学校法人多文化共生学園が長期に借り受けることとなっており、教育上支障がないことを確認しております。また、校舎面積は 1,488.71 m² であり、審査基準の 115.70 m² 以上を満たすものであります。

次に、資料の 9 ページをお開きください。収支予算は、令和 8 年度の収入の部で、学生生徒等納付金収入 970 万円、手数料収入で 40 万円等となっており、支出の部では、人件費支出 1,836 万 6 千円、教育研究費支出 910 万 2 千円等となっております。

開校 2 年間は、定員 80 名に達するまでに 2 年ほどかかる見通しで赤字を見込んでおりますが、学校法人全体の収益で補填を予定しております。また、3 年目以降から、黒字を見込んでいるものであります。

以上が設置計画の概要ですが、本学校については各種学校設置認可のほかに、文部科学大臣が定める日本語教育機関の認定を予定しております。日本語教育機関の認定制度については、日本語教育の質の向上のため新たに創設された制度であり、令和 6 年 4 月 1 日から施行されております。現在、法人側で手続きを進めており、令和 8 年 4 月までに認定を受ける予定であると聞いております。

本設置計画は各種学校設置の基準を満たしている計画となっておりますが、県としては、日本語教育機関の認定を受けるという前提のもと、各種学校設置の計画は妥当であると考えております。今後の認可等の手続きについてでありますと、各種学校の設置につきましても 2 段階審査を行っており、今回お諮りしております設置計画について、審議会の御了解が得られれば、今年度 3 月予定の私立学校審議会で 2 段階目の審査として、各種学校の設置認可申請について、御審議いただきたいと考えております。なお、当該認可申請の審査の際に、日本語教育機関の認定の見込みについて改めて確認する予定です。

説明は、以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願ひいたします。

○安齊参事学事振興課総括課長

議長すみません、誠に恐縮でございますが、村上部長に次の用務がございまして、ここで退席させていただきます。

○村上ふるさと振興部長

申し訳ございません。引き続きよろしくお願ひいたします。

(村上ふるさと振興部長 退席)

○菅野会長

では、本件の説明に対しまして、御質問等があればお願ひいたします。

○天間委員

単純な疑問ではあるんですが、9 ページ目の収入を見ますと、生徒納付金が 8 年度 970 万程度で、9 年度は 4 倍程度に上がるというのは、2 学年なんですが、どういう試算でこうな

ったのか、わかれば教えてください。

○安齊参事学事振興課総括課長

具体的な詳細の計算まで、ちょっとですね、把握していないんですけれども、年々生徒が増えていくというところを見込んでおりまして、生徒の総数で計算しているというのは聞いておりましたが、すいません、ちょっと計算の詳細、細かいところまで御答弁できなくて申し訳ありません。

○菅野会長

他に何か御質問等があればお願ひいたします。

○西川委員

設置者が北海道の学校法人ということなんですが、今回こちらの学校を盛岡に設立するにあたって、盛岡の繋がりとか、どういった理由で盛岡に設置するのかというところは、お分かりでしたら教えていただきたいです。

○立花主幹兼私学振興担当課長

御説明申し上げます。本件は、まず令和6年3月に盛岡市が公募した繋小学校跡地活用事業で選定された事業になっておりまして、廃校となった小学校を活用した日本語学校設置事業ということになっております。

令和7年1月に事業者と盛岡市が繋小学校跡地活用の推進に関する協定書を締結し、令和7年4月から、各種学校設置に係る相談を受けているということでございまして、まず盛岡市と協定を結んだ事業者が母体になった学校法人が、北海道で学校法人を設立したというふうに聞いておりまして、元からこの関係する事業者さんは、繋の事業を受けているということの繋がりで、繋の地に各種学校を設置するという計画になってございます。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

補足をさせていただきます。資料No.4の補足説明資料の14ページを御覧いただきたいんですけれども、ここの方、学校法人の所在地や認可済みの学校一覧でございます。

法人自体は北海道小樽市、こちらの方は認可されたばかりでございまして、そこに、専修学校が同じく認可されてございます。

各種学校の日本語学校が、岩手県というところでございますが、学校法人多文化共生学園は、本部を北海道に置きながら、各学校を開いていくというような流れで展開しておりまして、実は北海道にも、今後、日本語学校を設置していく予定ということで、こういった全体の法人の設立の一環の中で、先ほど、岩手、盛岡とコラボレーションがうまく取れたというところで、本件つなぎ校を設置するという計画になったという流れでございます。

○菅野会長

よろしいですか。他に御質問等あればお願ひいたします。

○新田委員

14 ページの県内の日本語学校、MCL とか上野法律さんでもやっているんですけど、それと重複してどんなものなのか、ここに影響はないのかなと。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

県内日本語学校には、色々なコースがそれぞれあって、そのコースによって、定員をオーバーしているところ、足りていないところは様々になっておりまして、トータルでいうと、定員には至ってないというところでございます。

今回のつなぎ校については、生徒、学生の確保については、留学生を受け入れる実績のある会社と提携をしておりまして、中国の方にも支部を持っていて、全国各地に年間 2 千数百人、受入れ実績のあるところと連携をしながら、確保をしていくという計画になってございますので、直接、これら既存の日本語学校に影響が及ぶとは想定していないものでございます。

○菅野会長

他に御質問等ございますでしょうか。

○須川委員

先ほどの説明の中で私がちゃんと聞けてなかったところがあると思うんですけど、2 号議案のときは二段階のうち一段階目で、二段階目は来年の 9 月に二段階目をやるという話で、これに関しては、来年、今年度の 3 月、来年の 3 月にやるということでおろしいですかね。

○安齊参事学事振興課総括課長

はい。開校予定時期が、先ほど 2 号議案については令和 9 年 4 月 1 日、今回の 3 号議案については令和 8 年 10 月 1 日の開校時期としてございますので、計画の審議時期がずれていますというところでございます。

また、今回の各種学校の日本学校につきましては、文科省の申請をこれから行うところでございますが、それも 3 月末に、認可の可否が決定するというところで、それにも合わせているというところでございます。

○須川委員

まさにその 15 ページ目、今のところとして、日本語学校を新設するために認定校としての認定が必要で、その審査結果が 3 月末ということなんですが、この審議会の認定の結果が出た後であるということですか。

○安齊参事学事振興課総括課長

この内示の時期というのは明確にはされておらないところがあって、その前後関係がずれる可能性はありますが、制度上、各種学校の認可と、日本語教育機関の認可、これは、同時並行又はどちらが先っていうのはございませんので、仮に日本語教育機関の方が認可とならなくとも、各種学校として認可することは可能、というような性質のものでございます。

○菅野会長

他に御質問等あれば、お願ひいたします。

○六本木委員

この日本語学校は2年制というところですけれども、この日本語学校を卒業した後、小樽にも学院を設置していますので、そちらを計画しているのかなあという想像つくところですけれども、折角岩手にある学校ですので、その辺も、進学先や、就職先などの見通しなど、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

はい。生徒さんの志向であったりといったところというのは、大きいところでございますが、委員御指摘の通り、小樽の専門学校も進学先の1つとしての候補となっております。

その他、高等教育機関等に進学していく、またその就職先を見つけていくっていうような形になりますけれども、そちらの方も生活支援であったり、就業の方のケアをするところと協定を結んでやっておりまして、できれば地元の方にですね、人材を輩出していただけるものというふうに思ってますし、この学校自体もですね、その運営に際しては、この盛岡市と繋の協議会と協定を結んでまして、日本語を学びながら、その地域との交流も合わせてやっていくというような計画となっておりますので、そういった連携の中で、地元に残っていただければいいかなというふうに事務局でも思っているところでございます。

○菅野会長

他に御質問等ございますでしょうか。

○佐々木委員

議案第3号の設置計画についての中の、施設の計画、右端の備考の部分ですけれども、盛岡市立繋小学校跡地を活用、盛岡市から賃借と。廃校施設の再利用ということで、修繕工事の計画があるということですのでその辺り耐震性の面の、御確認をお願いしたいということと、盛岡市からの賃借が、令和7年から17年と、10年間のようなんですけれども、別途、審議会参考資料の10ページ、私立学校設置の認可に関する審査基準の項目ですけれども、12ページの(3)、上から二行目ですけれども、施設等の借用がある場合には、長期にわたり、概ね20年、とあるんですけれども、こちらの先ほどの盛岡市からの賃借が10年、こっちの審査基準の方では、長期概ね20年とありますけれども、この齟齬というのはどのような御判断になってますでしょうか。

○立花主幹兼私学振興担当課長

ありがとうございます。委員が今ご覧になってくださっている、各種学校の設置の認可に関する審査基準のところにございます通り、概ね20年以上の長期にわたり校地を使用する権利が取得できるものとありますが、その後ろの方にですね、長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の署名を持って替えることができるものとするというところがございまして、今回相手方が盛岡市ということでございますので、市との協定がなされているということで、大丈夫であると判断しております。

○佐々木委員

盛岡市の方でも 20 年を想定していると。

○立花主幹兼私学振興担当課長

20 年を想定しているかどうかは確認しておりませんが、いずれ、10 年間の後にまた 10 年間継続するということを想定されていると思っております。一気に 20 年契約するのではなく。

○佐々木委員

現状では 20 年の保証はないと。

○立花主幹兼私学振興担当課長

そうですね、はい。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

申請のときにそこを確認して、確約をとれるように確認をさせていただければ。

○菅野会長

他に御質問等ございますでしょうか。

(発言なし)

○菅野会長

では特になければ、本件の取り扱いについて、何か御意見等あればお願ひします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようであれば、議案第 3 号各種学校の設置計画については、了承することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第 3 号については、このように取り扱わさせていただきます。

(4) 報告事項

○菅野会長

次に、報告事項に入らせていただきます。報告事項の1つ目、令和6年度第2回私立学校審議会における諮問事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○立花主幹兼私学振興担当課長

お手元の資料No.2の、報告事項の資料をお開き願います。令和6年度第2回私立学校審議会における諮問事項についてでございます。

令和7年3月27日に開催された令和6年度第2回審議会におきまして御審議いただき、答申をいただいた1から4の案件につきましては、令和7年3月28日付で認可をいたしました。

また、5の案件につきましては、先ほども御説明申し上げましたが、資料に記載の理由により計画を了承しないことを決定し、令和7年3月31日付で、学校法人あて通知しましたので、御報告いたします。以上です。

○菅野会長

ありがとうございます。最後の説明に対しまして、御質問等ございますでしょうか。

(発言なし)

○菅野会長

特になければ、報告事項については以上とさせていただきます。

(5) その他

○菅野会長

次にその他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○立花主幹兼私学振興担当課長

用意ございません。

○菅野会長

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

(発言なし)

5 閉 会

○菅野会長

特にないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

御協力をいただきまして大変ありがとうございました。